

令和6年度第2回
東京都私立学校審議会
会議録（第837回）

令和6年5月20日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 6 年度第 2 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員 20 名の方のうち、18 名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、当審議会委員の改選がございましたので、事務局より、報告願います。

○福本私学行政課長 5 月 1 日付で、2 名の委員の方が新たに就任されました。御紹介申し上げますとともに、就任されました委員の皆様に、一言、御挨拶をいただきたいと存じます。御着席のままでお願いいたします。

小林紀子委員でございます。

小林先生、よろしく願いいたします。

(小林委員挨拶)

○福本私学行政課長 小林先生、ありがとうございました。

続きまして、松谷茂委員でございます。

松谷先生、よろしく願いいたします。

(松谷委員挨拶)

○福本私学行政課長 松谷先生、ありがとうございました。

以上で、御紹介を終わらせていただきます。

○近藤会長 ありがとうございました。

就任されました、小林委員、松谷委員、どうぞよろしく願いいたします。

次に、今回就任されました各委員の部会の所属について、お諮りいたします。

東京都私立学校審議会運営細則「部会に関する内規」1 に基づきまして、小林委員については第二部会、松谷委員については第二部会及び第三部会に所属していただくことでお願いしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、そのように所属していただく旨、決定することといたします。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○加倉井私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 7 件で

ございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和6年5月20日付、東京都知事名。

記、1、独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校
の廃止認可について（新宿区）、ほか6件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と新たに諮問される案件7件の計9件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となつてございます議案第1号から議案第9号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校の案件でございます。

議案第1号は、学校法人嘉榮学園の解散認可について、議案第2号は、渋谷外国語専門学校の廃止認可についてでございます。

本案件につきましては、嵯峨委員が関係者でございますので、嵯峨委員はここで退室をお願いいたします。

（嵯峨委員退室）

○近藤会長 それでは、事務局より、2件まとめて、説明願います。

○事務局 初めに、学校法人嘉榮学園の解散認可について、御説明いたします。

議案第1号を御覧ください。

学校法人の名称及び事務所の所在地は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

解散の時期は、認可のあった日とします。

解散の事由は、寄附行為に定める理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項5に記載のとおり、理事長の平野翔氏、ほか理事6名です。

資産の処置については、要項6に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第51条第1項に基づき、学校法人藤華学院に帰属させることといたします。

備考欄には、法人設立認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

次に、渋谷外国語専門学校の廃止について、御説明いたします。

議案第2号を御覧ください。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日とします。

廃止の理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人嘉栄学園で、理事長は平野翔氏、校長は矢田貝慶子氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和5年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおりです。

指導要録等については、学校から申出があり、残余財産の帰属先である学校法人藤華学院において保管することとなりました。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地・校舎の面積、生徒定員等を記載しておりますので、併せて御参照ください。

以上で、議案第1号及び第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、ここで再び嵯峨委員に入室をお願いいたします。

(嵯峨委員入室)

○近藤会長 続きまして、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することいたします。

議案第3号は、独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校の廃止認可について、御説明いたします。

独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校は、昭和52年10月11日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、応募者数の減少により、学校運営の継続が困難となったためです。

設置者は独立行政法人地域医療機能推進機構で、理事長は山本修一氏です。

校長は、矢野哲氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和5年度末をもって卒業又は設置者の設置する他の看護学校へ転校となっております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換としております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地・校舎の面積、総定員、法人が設置する学校を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号は、医療法人社団翠会成増高等看護学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、医療法人社団翠会成増高等看護学校の廃止認可について、御説明いたします。

医療法人社団翠会成増高等看護学校は、昭和52年5月12日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、学生数減少により、学校運営の継続が困難となったためです。

設置者は医療法人社団翠会で、理事長は齊藤雅氏、校長は加藤紀代美氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和5年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、退職又は翠会ヘルスケアグループ内での配置転換を行います。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者で保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地・校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第5号は、ブリティッシュ・スクール・イン東京の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、ブリティッシュ・スクール・イン東京の収容定員に係る学則変更について、御説明いたします。

ブリティッシュ・スクール・イン東京は、各種学校として平成元年9月1日に設置認可を受けた学校です。同校は、昨年8月に、渋谷区から港区麻布台に、国家戦略特別区域内に整備されるインターナショナルスクールとして、位置変更を行っています。移転に合わせて収容定員の増員を2段階に分けて行う計画があり、今回は、2段階目の収容定員変更を行うため、学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和6年8月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人渋谷教育学園で、理事長は田村哲夫氏、校長はイアン・ジョン・クレイトン氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりです。まず、幼児教育科につきましては、クラスの数を、1年次は3クラスのまま変更がございませんが、2年次のクラスを4クラスから1クラス増やして5クラスとします。また、各学年の1クラス当たり定員を変更しまして、16名から20名までの幅がございましたが、1クラス当たり20名定員とすることにより、総定員が現在の123名から160名になります。また、初等教育科につきましては、クラス数に変更はありませんが、1クラス当たりの定員が19名から22名だったものを最大24名とすることで、総定員が617名から700名になります。これにより、学校の総定員は740名から860名となります。

校地・校舎・教職員組織につきましては、要項9から要項11に記載のとおりであり、校地・校舎については、総面積は変わりませんが、未使用であった普通教室2室を特別教室に振り替えるとともに、教員室及び特別教室で入替えがあったため、それぞれ面積の変更が生じています。なお、各教室につきましては、いずれも設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第6号は、若水幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号、若水幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、後継者不在により、運営継続が困難になったため、廃止をするものでございます。

設置者は山梨弥生氏、園長は島貫仁枝氏でございます。

園児の処置でございますが、令和5年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和5年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、糝谷幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、糝谷幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、後継人材の不足により、運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は金子令子氏、園長も同じく金子令子氏でございます。

園児の処置でございますが、令和5年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和5年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、高等学校についての案件でございます。

議案第8号は、科学技術学園高等学校の全日制課程設置認可について、議案第9号は、科学技術学園高等学校の定時制課程廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、2件まとめて、説明願います。

○事務局 それでは、議案第8号、第9号について、御説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております科学技術学園高等学校における全日制課程設置認可及び定時制課程廃止認可でございます。

最初に、概要を説明させていただきます。本学園が設置しております科学技術学園高等学校は、昭和39年に通信制課程校として開設し、その後、対面での教育の必要性から、昭和53年に昼間定時制課程を設置しました。当初は修業年限を4年として実施していましたが、平成元年から修業年限を3年とし、全日制と全く変わらない教育体制をとってきました。また、本校は、校舎に隣接する運動場面積が現行の東京都私立高等学校等設置認可基準よりも狭小であったところ、令和6年3月に第2運動場を取得したことにより、設置基準を満たすこととなりました。これを機に、教育活動の実態に合わせるとともに、高校卒業後の進路選択に際して生徒の不利益を払拭するために、現在の定時制課程を全日制課程に移行するため、定時制課程廃止の申請を行うとともに全日制課程設置の申請を行うものであります。なお、課程変更により、教員数や施設等に変更はなく、定時制課程での教育活動を全日制課程でそのまま引き継ぎます。

学校の目的、名称及び位置につきましては、要項1から要項3に記載のとおりです。

定時制課程の廃止の時期は令和7年3月31日、全日制課程の開設の時期は令和7年4月1日といたします。

経費の見積り及び維持方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人科学技術学園、理事長及び校長は松田敏博氏です。

教職員の設置、指導要録等の引継方法、資産の処置、収容定員、課程・学科別修業年限、校地、校舎、教職員組織、予算概要につきましては、要項8から要項16に記載のとおりで

す。

以上で、議案第8号、第9号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第8号及び議案第9号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

次に、事務局から報告があるとのことですので、お願いいたします。

○福本私学行政課長 審議会委員の御異動につきまして、御報告させていただきます。

5月31日をもちまして、清水委員が御退任となる予定でいらっしゃいます。清水先生には、平成20年5月から平成26年4月までと平成28年5月からこの5月まで、2期を合わせて14年間1か月にわたりまして、本審議会の委員を務められ、審議に御尽力・御協力を賜りました。本当にありがとうございました。

ここで、退任される清水先生より、一言、御挨拶をいただきたいと存じます。

清水先生、よろしく願い申し上げます。

(清水委員挨拶)

○福本私学行政課長 清水先生、ありがとうございます。この場を借りまして、事務局からも、厚く御礼を申し上げます。

今のお話にもございましたとおり、次回の審議会におきまして、新たに選任されました委員の方をお迎えすることになりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

近藤会長にお返し申し上げます。

○近藤会長 どうもありがとうございました。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、6月17日、月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ありがとうございます。

午後3時27分閉会